

令和8年度分市民税・県民税の申告について

袖ヶ浦市役所 課税課

市では、令和8年1月1日現在、袖ヶ浦市にお住まいの方で、昨年度に市民税・県民税申告書を提出された方を対象に、令和8年度分市民税・県民税申告書をお送りしています。

下記の【1 申告する必要がある方】をご確認いただき、該当する方は令和8年3月16日までに令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得（収入－必要経費）について申告をしてください。

郵送での申告をお願いします（同封の提出用封筒をお使いください）

混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。

必要事項を記入した申告書を、必要書類※1を同封の上、郵送で提出してください。

※1 必要書類は右記【3 申告に必要なもの】を参照してください。

申告書の控えが必要な方は、返信用封筒（宛名を記入し切手を貼付）を同封してください。

所得がなくても申告を！

「所得なし」の申告を行う場合は、申告書の所得金額合計⑫に「所得なし」と記入し、提出してください。

所得がない場合でも「所得なし」の申告をしておくと、次のような利点があります。

「所得なし」申告の利点

- ・国民健康保険税が軽減されたり、国民年金保険料の納付が申請により免除されることがあります。
- ・融資や扶養認定、公営住宅入居、幼稚園、保育所入所のときに必要な非課税証明書の交付（有料）が受けられます。
- ・児童扶養手当、子ども医療費助成、老齢福祉年金、障害福祉年金、高額療養費などを受ける時の基礎資料となり、スムーズにサービスを受けることができます。

1 申告する必要がある方

（1）課税対象となる所得がなく、誰にも扶養されていない方や市外在住者の扶養になっている方で上記【「所得なし」申告の利点】に該当する方

※遺族年金・遺族恩給・障害年金・老齢福祉年金・失業給付金などは課税対象となりません。

（2）次の①～⑥に該当する方

ただし、所得税の確定申告をする方は原則として提出の必要はありません。

- ① 給与所得者で、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されていない方（勤務先で確認してください。）
- ② 給与所得者（収入2,000万円以下）で給与以外の所得が20万円以下のため所得税の確定申告をしない方
ただし、給与を2か所以上から受けている方は、年末調整されなかった給与収入と給与以外の所得との合計が20万円以下の方
- ③ 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、所得税の確定申告をする必要がない方
- ④ 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、市民税・県民税申告の医療費控除、社会保険料控除や生命保険料控除などの所得控除を受けようとする方（申告しても市民税・県民税額に影響しない場合があります。）
- ⑤ 事業、不動産所得者などで、所得税の確定申告が必要ない方
- ⑥ 株式などの配当所得（上場株式等の配当所得等を除く）のある方で所得税の確定申告が必要ない方

2 市民税・県民税申告受付会場等

	期間 ※土、日、祝日は除く	会場	時間
確定申告期間前	申告書の到着～2月13日（金）	市役所課税課 (中庁舎1階28～30番窓口)	<u>窓口時間</u> 午前8：30～午後5：15 ※最初に、市民課の6番窓口の番号発券機にて、番号札をお取りください。
確定申告期間中	2月16日（月）～2月19日（木）	平川交流センター (平川公民館)	<u>開設時間</u> 午前8：30～午後3：00 ※受付番号は8：15から配付
	2月24日（火）～2月27日（金）	昭和交流センター (市民会館)	※詳しくは、広報そでがうら1月号の税特集号で確認してください。
	3月4日（水）～3月13日（金）	長浦交流センター (長浦公民館)	

※確定申告期間中の会場は大変混み合います。また、混雑状況により早めに受付を締め切ることがあります。

※確定申告期間中は、市役所課税課で市民税・県民税の相談を伴う申告書は作成できませんのでご注意ください。

ただし、2月20日（金）、3月2日（月）、3日（火）、16日（月）は市役所課税課で市民税・県民税の申告相談を受け付けます。

3 申告に必要なもの

①市民税・県民税の申告書（郵送されてきたもの）	④控除に必要な書類（令和7年中の領収日のもの）
②本人確認書類及びマイナンバーがわかる（下記の（1）または（2）の写し）	医療費控除 ※領収書の添付では控除の適用は受付できません。「医療費控除の明細書」を事前に作成し、お持ちください。
（1）または（2）の写し （1）マイナンバーカード （2）通知カード（※）+運転免許証等	社会保険料控除 各種証明書や領収書
※氏名、住所等が住民票と一致している場合に限る	生命保険料控除 各種証明書
③令和7年中の所得がわかる書類（源泉徴収票など） ・源泉徴収票の添付は不要ですが、窓口・申告相談会場では作成に必要になりますので必ずお持ちください。 ・事業所得、不動産所得等の収入がある方は、事前に収支内訳書の作成が必要です。	寄附金控除 各種証明書や領収書 障害者控除 障害者手帳など障がいの程度がわかる書類 ※要介護認定を受けている方については市役所の介護保険課にて「障害者控除対象者認定書」の交付を受けてください。
※市内の申告会場にコピー機はありませんので、事前に必要書類のコピーのご用意をお願いします	配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 特定親族特別控除 扶養される人の所得が分かる書類 扶養される人のマイナンバーが分かる書類

4 問い合わせ、郵送による提出先

問い合わせ 電話 0438-62-2519（直通）

提出先 〒299-0292 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 袖ヶ浦市役所 課税課市民税班 宛

☆申告書の書き方は、裏面をご覧ください

2 所得控除額

所得控除(所得から差し引かれる金額)は、昨年1年間のあなたの支払った額により計算します。
また、扶養控除や障害者控除等の人的な控除は、12月31日現在により判定します。

社会保険料控除	前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った国民健康保険、国民年金、介護保険等がある場合はその金額																					
生命保険料控除	<table border="1"> <tr><td>支払保険料の金額</td><td>生命保険料の控除額</td></tr> <tr><td>12,000円以下</td><td>支払保険料の金額</td></tr> <tr><td>12,001円~32,000円</td><td>支払保険料の金額×1/2 + 6,000円</td></tr> <tr><td>32,001円~56,000円</td><td>支払保険料の金額×1/4 + 14,000円</td></tr> <tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円(控除限度額)</td></tr> <tr><td>15,000円以下</td><td>支払保険料の金額</td></tr> <tr><td>15,001円~40,000円</td><td>支払保険料の金額×1/2 + 7,500円</td></tr> <tr><td>40,001円~70,000円</td><td>支払保険料の金額×1/4 + 17,500円</td></tr> <tr><td>70,001円以上</td><td>35,000円(控除限度額)</td></tr> <tr><td>適用限度額 (最高70,000円)</td><td>新契約・旧契約それぞれにより求めた金額の合計</td></tr> </table>		支払保険料の金額	生命保険料の控除額	12,000円以下	支払保険料の金額	12,001円~32,000円	支払保険料の金額×1/2 + 6,000円	32,001円~56,000円	支払保険料の金額×1/4 + 14,000円	56,001円以上	28,000円(控除限度額)	15,000円以下	支払保険料の金額	15,001円~40,000円	支払保険料の金額×1/2 + 7,500円	40,001円~70,000円	支払保険料の金額×1/4 + 17,500円	70,001円以上	35,000円(控除限度額)	適用限度額 (最高70,000円)	新契約・旧契約それぞれにより求めた金額の合計
	支払保険料の金額	生命保険料の控除額																				
	12,000円以下	支払保険料の金額																				
	12,001円~32,000円	支払保険料の金額×1/2 + 6,000円																				
	32,001円~56,000円	支払保険料の金額×1/4 + 14,000円																				
	56,001円以上	28,000円(控除限度額)																				
	15,000円以下	支払保険料の金額																				
	15,001円~40,000円	支払保険料の金額×1/2 + 7,500円																				
	40,001円~70,000円	支払保険料の金額×1/4 + 17,500円																				
	70,001円以上	35,000円(控除限度額)																				
適用限度額 (最高70,000円)	新契約・旧契約それぞれにより求めた金額の合計																					
※①と④又は③と⑤を同時に適用する場合は、28,000円が控除限度額になります。 ※①(④)+②+③(⑤)の合計が70,000円を超える場合は、70,000円が生命保険料控除額になります。																						
地震保険料控除	<table border="1"> <tr><td>支払保険料の金額</td><td>地震保険料の控除額</td></tr> <tr><td>①地震保険料だけの場合 50,000円以下</td><td>支払保険料の金額×1/2</td></tr> <tr><td>50,001円以上</td><td>25,000円(控除限度額)</td></tr> <tr><td>②旧長期の損害保険料だけの場合(平成18年12月31日までに契約したものに限る) 5,000円以下</td><td>支払保険料の金額</td></tr> <tr><td>5,001円~15,000円</td><td>支払保険料の金額×1/2 + 2,500円</td></tr> <tr><td>15,001円以上</td><td>10,000円(控除限度額)</td></tr> <tr><td>③両方ある場合 地震保険料について①により求める金額 (最高25,000円)</td><td>+ ②により求めた金額</td></tr> <tr><td>※旧長期の損害保険料は、満期返戻金有りで保険期間が10年以上の保険料</td><td></td></tr> </table>		支払保険料の金額	地震保険料の控除額	①地震保険料だけの場合 50,000円以下	支払保険料の金額×1/2	50,001円以上	25,000円(控除限度額)	②旧長期の損害保険料だけの場合(平成18年12月31日までに契約したものに限る) 5,000円以下	支払保険料の金額	5,001円~15,000円	支払保険料の金額×1/2 + 2,500円	15,001円以上	10,000円(控除限度額)	③両方ある場合 地震保険料について①により求める金額 (最高25,000円)	+ ②により求めた金額	※旧長期の損害保険料は、満期返戻金有りで保険期間が10年以上の保険料					
	支払保険料の金額	地震保険料の控除額																				
	①地震保険料だけの場合 50,000円以下	支払保険料の金額×1/2																				
	50,001円以上	25,000円(控除限度額)																				
	②旧長期の損害保険料だけの場合(平成18年12月31日までに契約したものに限る) 5,000円以下	支払保険料の金額																				
	5,001円~15,000円	支払保険料の金額×1/2 + 2,500円																				
	15,001円以上	10,000円(控除限度額)																				
	③両方ある場合 地震保険料について①により求める金額 (最高25,000円)	+ ②により求めた金額																				
	※旧長期の損害保険料は、満期返戻金有りで保険期間が10年以上の保険料																					
	現に婚姻していない又は配偶者が生死不明などの方で、次の①から③の全てに該当する人																					
ひとり親	控除額 30万円																					
①生計を一にする子(総所得金額が48万円以下)がいる ②本人の前の合計所得金額が500万円以下 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない																						
上記の「ひとり親」にあたらず、前年の合計所得金額が500万円以下で、 ①上2ひのいずれにも該当する人 ②次のいずれかに該当する人 ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人 ・夫と離別した後婚姻をしていない人又は扶養親族(合計所得金額48万円以下)を有する人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない																						
寡婦控除	26万円																					
いずれも住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」などの記載がある場合は対象外。 扶養親族及び生計を一にする子は、他の納税者の同一生計配偶者又は扶養親族になっている人を除く。																						
勤労学生控除 (控除額26万円)	学生、生徒で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等がある者のうち、合計所得金額が85万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人。																					
障害者控除 特別: 30万円 同居特別: 53万円 その他: 26万円	あなたや同一生計配偶者、扶養親族のうち次の手帳等の交付を受けている場合など (令和7年12月31日までに、交付、認定等を受けている必要があります。)																					
配偶者控除	<table border="1"> <tr><td>身体障害者手帳</td><td>療育手帳</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>戦傷病者手帳</td><td>要介護認定対象者</td></tr> <tr><td>特級</td><td>A級</td><td>1級</td><td>特級項症~第3項症</td><td>介護保険課で認定書</td></tr> <tr><td>その他障害者</td><td>B級</td><td>2級~3級</td><td>第4項症以下</td><td>が交付されます</td></tr> </table> <p>※16歳未満の扶養親族についても障害者控除が適用されますので、対象の人がいる場合は記載してください。</p>		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	要介護認定対象者	特級	A級	1級	特級項症~第3項症	介護保険課で認定書	その他障害者	B級	2級~3級	第4項症以下	が交付されます					
身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	戦傷病者手帳	要介護認定対象者																		
特級	A級	1級	特級項症~第3項症	介護保険課で認定書																		
その他障害者	B級	2級~3級	第4項症以下	が交付されます																		
配偶者特別控除																						
扶養控除																						
特定親族特別控除																						

令和8年度分 市民税・県民税申告書		※は市記載欄(この記載欄は記載しないでください)																																																																																																																																																																												
※提出方法 □窓口 □郵送(消印 月 日) □返信封なし		※異動	※扶養整理番号																																																																																																																																																																											
 現住所 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 1月1日現在の住所 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 フリガナ ソデガウラ タロウ 氏名 袖ヶ浦 太郎 生年月日 明治大正昭和32.11.20 世帯主の氏名 袖ヶ浦 太郎 提出年月日 年 月 日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 統柄 本人 基本コード		業種又は職業 電話番号 0438-62-2111																																																																																																																																																																												
3 所得から差し引かれる金額に関する事項																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr><td>社会保険料控除</td><td>支払った保険料の種類</td><td>支払った保険料の金額</td></tr> <tr><td>⑬社会保険料控除</td><td>国民健康保険</td><td>292,700</td></tr> <tr><td>⑮生命保険料控除</td><td>国民年金</td><td>179,750</td></tr> <tr><td>⑯地震保険料控除</td><td>介護保険</td><td>133,032</td></tr> <tr><td>⑰~⑲</td><td>合計</td><td>605,482</td></tr> <tr><td>⑳障害者控除</td><td>新生命保険料の計</td><td>108,000</td></tr> <tr><td>㉑扶養控除</td><td>新個人年金保険料の計</td><td>108,000</td></tr> <tr><td>㉒~㉔</td><td>地震保険料の計</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>㉕</td><td>合計</td><td>605,482</td></tr> <tr><td>㉖</td><td>扶養控除</td><td>605,482</td></tr> <tr><td>㉗</td><td>合計</td><td>605,482</td></tr> </table>				社会保険料控除	支払った保険料の種類	支払った保険料の金額	⑬社会保険料控除	国民健康保険	292,700	⑮生命保険料控除	国民年金	179,750	⑯地震保険料控除	介護保険	133,032	⑰~⑲	合計	605,482	⑳障害者控除	新生命保険料の計	108,000	㉑扶養控除	新個人年金保険料の計	108,000	㉒~㉔	地震保険料の計	30,000	㉕	合計	605,482	㉖	扶養控除	605,482	㉗	合計	605,482																																																																																																																																										
社会保険料控除	支払った保険料の種類	支払った保険料の金額																																																																																																																																																																												
⑬社会保険料控除	国民健康保険	292,700																																																																																																																																																																												
⑮生命保険料控除	国民年金	179,750																																																																																																																																																																												
⑯地震保険料控除	介護保険	133,032																																																																																																																																																																												
⑰~⑲	合計	605,482																																																																																																																																																																												
⑳障害者控除	新生命保険料の計	108,000																																																																																																																																																																												
㉑扶養控除	新個人年金保険料の計	108,000																																																																																																																																																																												
㉒~㉔	地震保険料の計	30,000																																																																																																																																																																												
㉕	合計	605,482																																																																																																																																																																												
㉖	扶養控除	605,482																																																																																																																																																																												
㉗	合計	605,482																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <tr><td>1 収入金額等</td><td>事業</td><td>営業等</td><td>ア</td><td>イ</td><td>2,500,000</td></tr> <tr><td>2 所得金額等</td><td>農業</td><td>農業</td><td>イ</td><td>2,500,000</td></tr> <tr><td>3 所得金額等</td><td>不動産</td><td>不動産</td><td>ウ</td><td>400,000</td></tr> <tr><td>4 所得金額等</td><td>利子</td><td>利子</td><td>エ</td><td>400,000</td></tr> <tr><td>5 所得金額等</td><td>配当</td><td>配当</td><td>オ</td><td>400,000</td></tr> <tr><td>6 所得金額等</td><td>給与</td><td>給与</td><td>カ</td><td>1,200,000</td></tr> <tr><td>7 所得金額等</td><td>公的年金等</td><td>公的年金等</td><td>キ</td><td>2,200,000</td></tr> <tr><td>8 所得金額等</td><td>業務</td><td>業務</td><td>ク</td><td>2,200,000</td></tr> <tr><td>9 所得金額等</td><td>その他</td><td>その他</td><td>ケ</td><td>2,200,000</td></tr> <tr><td>10 所得金額等</td><td>総合譲渡</td><td>総合譲渡</td><td>コ</td><td>2,200,000</td></tr> <tr><td>11 所得金額等</td><td>長期</td><td>長期</td><td>サ</td><td>2,200,000</td></tr> <tr><td>12 所得金額等</td><td>一時</td><td>一時</td><td>シ</td><td>2,200,000</td></tr> <tr><td>13 所得金額等</td><td>給与</td><td>給与</td><td>①</td><td>1,000,000</td></tr> <tr><td>14 所得金額等</td><td>不動産</td><td>不動産</td><td>③</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>15 所得金額等</td><td>利子</td><td>利子</td><td>④</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>16 所得金額等</td><td>配当</td><td>配当</td><td>⑤</td><td>300,000</td></tr> <tr><td>17 所得金額等</td><td>給与</td><td>給与</td><td>⑥</td><td>550,000</td></tr> <tr><td>18 所得金額等</td><td>公的年金等</td><td>公的年金等</td><td>⑦</td><td>1,100,000</td></tr> <tr><td>19 所得金額等</td><td>業務</td><td>業務</td><td>⑧</td><td>1,100,000</td></tr> <tr><td>20 所得金額等</td><td>その他</td><td>その他</td><td>⑨</td><td>1,100,000</td></tr> <tr><td>21 所得金額等</td><td>合計</td><td>合計</td><td>⑩</td><td>1,100,000</td></tr> <tr><td>22 所得金額等</td><td>総合譲渡</td><td>総合譲渡</td><td>⑪</td><td>1,100,000</td></tr> <tr><td>23 所得金額等</td><td>合計</td><td>合計</td><td>⑫</td><td>1,100,000</td></tr> <tr><td>24 所得金額等</td><td>社会保険料控除</td><td>社会保険料控除</td><td>⑬</td><td>605,482</td></tr> <tr><td>25 所得金額等</td><td>小規模企業共済等控除</td><td>小規模企業共済等控除</td><td>⑭</td><td>605,482</td></tr> <tr><td>26 所得金額等</td><td>生命保険料控除</td><td>生命保険料控除</td><td>⑮</td><td>63,000</td></tr> <tr><td>27 所得金額等</td><td>地震保険料控除</td><td>地震保険料控除</td><td>⑯</td><td>15,000</td></tr> <tr><td>28 所得金額等</td><td>扶養控除</td><td>扶養控除</td><td>⑰</td><td>530,000</td></tr> <tr><td>29 所得金額等</td><td>配偶者特別控除</td><td>配偶者特別控除</td><td>⑱</td><td>310,000</td></tr> <tr><td>30 所得金額等</td><td>特定親族特別控除</td><td>特定親族特別控除</td><td>⑲</td><td>1,160,000</td></tr> <tr><td>31 所得金額等</td><td>基礎控除</td><td>基礎控除</td><td>㉓</td><td>430,000</td></tr> <tr><td>32 所得金額等</td><td>損控除</td><td>損控除</td><td>㉔</td><td>3,113,482</td></tr> <tr><td>33 所得金額等</td><td>医療費控除</td><td>医療費控除</td><td>㉕</td><td>40,000</td></tr> <tr><td>34 所得金額等</td><td>合計</td><td>合計</td><td>㉖</td><td>3,153,482</td></tr> </table>				1 収入金額等	事業	営業等	ア	イ	2,500,000	2 所得金額等	農業	農業	イ	2,500,000	3 所得金額等	不動産	不動産	ウ	400,000	4 所得金額等	利子	利子	エ	400,000	5 所得金額等	配当	配当	オ	400,000	6 所得金額等	給与	給与	カ	1,200,000	7 所得金額等	公的年金等	公的年金等	キ	2,200,000	8 所得金額等	業務	業務	ク	2,200,000	9 所得金額等	その他	その他	ケ	2,200,000	10 所得金額等	総合譲渡	総合譲渡	コ	2,200,000	11 所得金額等	長期	長期	サ	2,200,000	12 所得金額等	一時	一時	シ	2,200,000	13 所得金額等	給与	給与	①	1,000,000	14 所得金額等	不動産	不動産	③	300,000	15 所得金額等	利子	利子	④	300,000	16 所得金額等	配当	配当	⑤	300,000	17 所得金額等	給与	給与	⑥	550,000	18 所得金額等	公的年金等	公的年金等	⑦	1,100,000	19 所得金額等	業務	業務	⑧	1,100,000	20 所得金額等	その他	その他	⑨	1,100,000	21 所得金額等	合計	合計	⑩	1,100,000	22 所得金額等	総合譲渡	総合譲渡	⑪	1,100,000	23 所得金額等	合計	合計	⑫	1,100,000	24 所得金額等	社会保険料控除	社会保険料控除	⑬	605,482	25 所得金額等	小規模企業共済等控除	小規模企業共済等控除	⑭	605,482	26 所得金額等	生命保険料控除	生命保険料控除	⑮	63,000	27 所得金額等	地震保険料控除	地震保険料控除	⑯	15,000	28 所得金額等	扶養控除	扶養控除	⑰	530,000	29 所得金額等	配偶者特別控除	配偶者特別控除	⑱	310,000	30 所得金額等	特定親族特別控除	特定親族特別控除	⑲	1,160,000	31 所得金額等	基礎控除	基礎控除	㉓	430,000	32 所得金額等	損控除	損控除	㉔	3,113,482	33 所得金額等	医療費控除	医療費控除	㉕	40,000	34 所得金額等	合計	合計	㉖	3,153,482
1 収入金額等	事業	営業等	ア	イ	2,500,000																																																																																																																																																																									
2 所得金額等	農業	農業	イ	2,500,000																																																																																																																																																																										
3 所得金額等	不動産	不動産	ウ	400,000																																																																																																																																																																										
4 所得金額等	利子	利子	エ	400,000																																																																																																																																																																										
5 所得金額等	配当	配当	オ	400,000																																																																																																																																																																										
6 所得金額等	給与	給与	カ	1,200,000																																																																																																																																																																										
7 所得金額等	公的年金等	公的年金等	キ	2,200,000																																																																																																																																																																										
8 所得金額等	業務	業務	ク	2,200,000																																																																																																																																																																										
9 所得金額等	その他	その他	ケ	2,200,000																																																																																																																																																																										
10 所得金額等	総合譲渡	総合譲渡	コ	2,200,000																																																																																																																																																																										
11 所得金額等	長期	長期	サ	2,200,000																																																																																																																																																																										
12 所得金額等	一時	一時	シ	2,200,000																																																																																																																																																																										
13 所得金額等	給与	給与	①	1,000,000																																																																																																																																																																										
14 所得金額等	不動産	不動産	③	300,000																																																																																																																																																																										
15 所得金額等	利子	利子	④	300,000																																																																																																																																																																										
16 所得金額等	配当	配当	⑤	300,000																																																																																																																																																																										
17 所得金額等	給与	給与	⑥	550,000																																																																																																																																																																										
18 所得金額等	公的年金等	公的年金等	⑦	1,100,000																																																																																																																																																																										
19 所得金額等	業務	業務	⑧	1,100,000																																																																																																																																																																										
20 所得金額等	その他	その他	⑨	1,100,000																																																																																																																																																																										
21 所得金額等	合計	合計	⑩	1,100,000																																																																																																																																																																										
22 所得金額等	総合譲渡	総合譲渡	⑪	1,100,000																																																																																																																																																																										
23 所得金額等	合計	合計	⑫	1,100,000																																																																																																																																																																										
24 所得金額等	社会保険料控除	社会保険料控除	⑬	605,482																																																																																																																																																																										
25 所得金額等	小規模企業共済等控除	小規模企業共済等控除	⑭	605,482																																																																																																																																																																										
26 所得金額等	生命保険料控除	生命保険料控除	⑮	63,000																																																																																																																																																																										
27 所得金額等	地震保険料控除	地震保険料控除	⑯	15,000																																																																																																																																																																										
28 所得金額等	扶養控除	扶養控除	⑰	530,000																																																																																																																																																																										
29 所得金額等	配偶者特別控除	配偶者特別控除	⑱	310,000																																																																																																																																																																										
30 所得金額等	特定親族特別控除	特定親族特別控除	⑲	1,160,000																																																																																																																																																																										
31 所得金額等	基礎控除	基礎控除	㉓	430,000																																																																																																																																																																										
32 所得金額等	損控除	損控除	㉔	3,113,482																																																																																																																																																																										
33 所得金額等	医療費控除	医療費控除	㉕	40,000																																																																																																																																																																										
34 所得金額等	合計	合計	㉖	3,153,482																																																																																																																																																																										
<small>扶養親族等が特定期間に該当する場合は、「特定期」欄に「○」を記入してください。</small>																																																																																																																																																																														
<small>地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」欄に「1」と記入してください。</small>																																																																																																																																																																														
<small>5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納稅方法</small>																																																																																																																																																																														
<table border="1"> <tr><td>㉗</td><td>給与から差引き(特別徴収)</td></tr> <tr><td>㉘</td><td>自分で納付(普通徴収)</td></tr> <tr><td>㉙</td><td>参考</td></tr> </table>				㉗	給与から差引き(特別徴収)	㉘	自分で納付(普通徴収)	㉙	参考																																																																																																																																																																					
㉗	給与から差引き(特別徴収)																																																																																																																																																																													
㉘	自分で納付(普通徴収)																																																																																																																																																																													
㉙	参考																																																																																																																																																																													
<small>65歳以上昭和36年1月1日以前生まれの個人は、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。</small>																																																																																																																																																																														
<small>7 諸控除の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。</small>																																																																																																																																																																														
<small>8 代理人申告の欄には、氏名: 電話番号:</small>																																																																																																																																																																														

セルフメディケーションの場合は医療費控除の区分に「1」と記入してください。

表1 所得金額			
営業等	商・工業や自由業などの自営業から生ずる所得		(申告書裏面7に所得の種類等を記入してください。)
農業	農業から生ずる所得		
不動産	土地や建物などの貸付から生ずる所得		
利子	預貯金の利子や貸付信託の分配金などの所得(非課税制度の適用を受けるものや源泉分離課税が適用されたものは、申告不要です。)		
配当	株式の配当、出資の配当、剩余金の分配などの所得(申告書裏面8に必要事項を記入してください。)		
給与	給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
2,500,000円 ~ 650,999円	→	0円	
651,000円 ~ 1,899,999円	→	587,000円(端数整理額)	収入金額 - 650,000円
1,900,000円 ~ 3,599,999円	→	587,000円 × 2.8 = 1,600,000円	(Aは、千円未満の端数切り捨て)
3,600,000円 ~ 6,599,999円	→	587,000円 × 3.2 = 1,880,000円	
6,600,000円 ~ 8,499,999円	→	587,000円 × 2.8 = 1,600,000円	
8,500,000円以上	→	587,000円 × 1,950,000円	
(例)給与収入が2,350,000円の場合 2,350,000円 ÷ 4 = 587,500 → 千円未満切り捨て ⇒ 587,000円			
587,000円(端数整理額)		587,000円 × 2.8 = 1,600,000円	
※給与等の収入金額が587,000円超で次の①から③のいずれかに該当する人は所得金額調整控除があります。			
①23歳未満の扶養親族を有する			
②本人が特別障害者である			
③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する			
⇒給与収入(1,000万円超は1,000万円)から850万円を引いた額の10%を控除			
※給与所得と公的年金所得の両方があり、その合計額が10万円を超える人には所得金額調整控除があります。			
控除額: 給与所得(10万円を超える場合は10万円)及び公的年金所得(10万円を超える場合は10万円)の合計額から10万円を控除した額を、給与所得の金額から控除。			
他のいづれにも該当しない所得で、次の①~③を合計します。			
①公的年金等(厚生年金、国民年金、共済年金、恩給など)			
※ 公的年金等雑所得の速算表			
公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1000万円以下の場合			
年齢	公的年金収入額	公的年金所得額	年齢
65歳以上	3,300,000円未満	収入 - 1,100,000円	公的年金収入額
65歳未満	1,300,000円未満	収入 - 600,000円	公的年金所得額
昭和36年1月1日以前生まれ	3,300,000円~4,099,999円	収入 × 0.75	昭和36年1月2日以降生まれ
	4,100,000円~7,699,999円	収入 × 0.85	
	7,700,000円~9,999,999円	収入 × 0.95	
	10,000,000円以上	収入 - 1,955,000円	
公的年金に係る雑所得以外の合計所得金額が1000万円超の場合は課税課へお問い合わせください。			
②業務(原稿料、講演料などの副収入による所得など)			(申告書裏面9に必要事項を記入してください。)
③その他(互助年金、生命保険契約に基づく年金などの①及び②以外の所得)			
総合課税の譲渡所得	機械やゴルフ会員権、船舶、書画、骨董、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得(申告書裏面10に必要事項を記入してください。) ※なお、土地、建物等の譲渡所得や株式等の譲渡による所得は、別途分離課税等用の申告書への記入が必要になります。		
一時	生命保険、損害保険金の満期返戻金、転作奨励金や賞金などの一時的な所得(特別控除額は50万円)(申告書裏面10に必要事項を記入してください。)		

※申告書裏面の記載方法については、課税課までお問い合わせください。